



経営マネジメント

▶ コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、経営理念および以下の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

基本方針

- 1.当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2.当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
- 3.当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
- 4.当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
- 5.当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用しております。

取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成し、法令、定款および取締役会規則、その他社内規程等に従い、経営に係る重要事項の意思決定や取締役の職務執行を監督しており、原則として毎月1回開催いたします。

執行役員会

執行役員会は、取締役会へ上程する案件の事前審議機関として、全社的な視点から経営に係る重要事項を審議します。

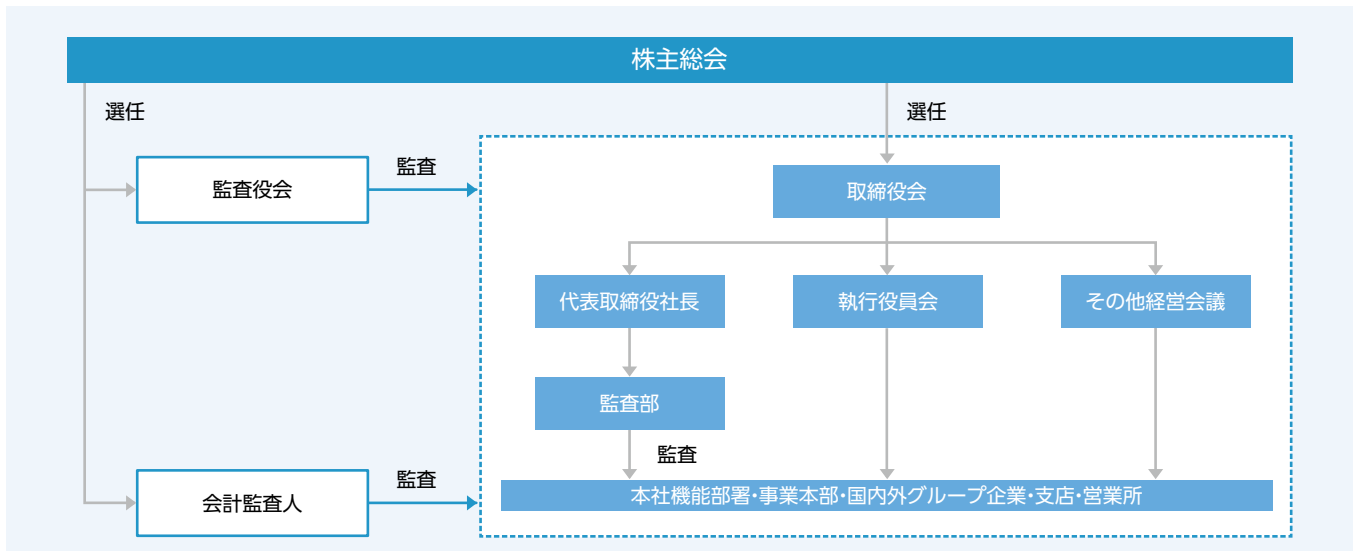
その他経営会議

国内および海外関係会社の経営執行状況を定期的に監督する「国内関係会社経営会議」「グローバル・ストラテジー・コミッティー」、社長が自ら工場現場に出向き、モノづくりの重要課題をフォローする「社長報告会」などの会議体を設置し、グループ経営監視体制の強化を図っております。

監査役会

監査役会は、常勤監査役4名で構成し、うち2名は社外監査役です。社外監査役による監査により、実効性のある経営監視が期待でき、有効なガバナンス体制がとられているものと判断しております。尚、社外監査役のうち1名を独立役員として登録しております。

コーポレートガバナンス体制



内部統制

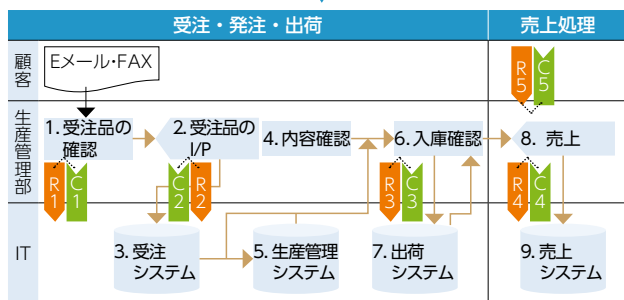
コーポレートガバナンスを有効に機能させる前提として、財務報告の信頼性を確保し、業務の有効性を高め、法令等遵守を促すために、内部統制システムの整備および内部統制機能の強化に注力することが必要不可欠であると考えています。具体的には、会社法に基づき内部統制システムの基本方針を取締役会で決議し、リスク管理体制整備、グループ管理体制整備、社内コンプライアンス体制整備等の諸施策を推進しています。また、金融商品取引法に基づき「財務報告に係る内部統制」の整備と運用の評価を法の定める手続きで行い、財務報告の信頼性を確保し、適正な情報開示を実践しています。

「見える化」による自己管理

2008年4月からの金融商品取引法による内部統制報告制度の適用により、財務諸表に影響を及ぼす業務について図式化し評価を行っています。業務の手続きやルールは規程類で定めていますが、さらに業務の流れを図式化することにより「見える化」し、業務の担当者以外でも分かるようにするとともにどこに業務上のリスクが存在しているかを明らかにし、そのリスクを低減するためのチェック機能が有効に働いているかを自己管理する仕組みを取り入れています。

業務内容の図式化（例）

| 業務 | |
|------------|----------------------------|
| No. 名称 | 詳細内容 |
| 1 受注品の確認 | 担当者が品番、納期、数量に間違いや不適切がないか確認 |
| 2 受注品インプット | 受注品の確認・メール内容を見てインプットする |
| 3 受注システム | 受注システムでの処理 |
| 4 内容確認 | 担当者が基準日程の中身を確認 |
| 5 生産管理システム | 生産管理システムでの処理 |
| 6 入庫確認 | 仕入先から部品が納品された後、入庫内容を確認する |
| 7 出荷システム | 出荷データを受け取る |
| 8 売上 | 担当者が、画面にアクセスし、売上計上の処理を実施 |
| 9 売上システム | 売上実績の集計 |



コンプライアンス

当社は「コンプライアンス」を「社会規範である法律・命令・規則の遵守」ととどまらず、企業活動に伴う「定款・社内規程・契約等の遵守」、さらに健全な企業活動を進めるための「企業倫理の遵守」と考えています。

1. 役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動指針」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めています。
2. 役員をはじめ、階層別研修・分野別研修等を通じて、コンプライアンス教育を実施しています。
3. 当社および全グループ企業を対象に、企業リスクを迅速に把握する制度として、即報規則や目安箱による経営層への情報伝達手段を整備しています。さらに、公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度として専用の窓口を設置しています。
4. 個人情報保護方針を定め、社内規程の整備を行い、個人情報保護委員会を設置しています。また、社外向けには、個人情報の問い合わせ窓口を設けています。
5. 当社および全グループ企業では、取引先様が反社会的勢力との関係を有している等判明した場合、契約を解除し得るように、反社会的勢力との関係を有していないことを書面で確認する等の取り組みを行っています。

TOPICS

企業行動指針を改定しました

ここ数年、国際社会は人権尊重や環境保全など、より厳しい企業の社会的責任を要請しています。当社は、この国際社会の要請に応えるため、2017年11月、企業行動指針を大幅に改定しました。新しい企業行動指針では、当社グループの価値観を見直し、共有することで、企業価値をこれまで以上に高めることを目的としています。この目的達成のため、K Y Bグループで働く人が用いている14言語への多言語化にも取り組んでいます。